

国土建第353号
平成30年12月26日

岐阜県県土整備部長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



解体工事の追加に伴う経過措置終了時において解体工事を行う
とび・土工工事業者の取扱いについて（通知）

平成26年6月4日付けで公布された建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号。以下「改正法」という。）のうち、許可に係る業種区分の見直しに関する改正規定は、平成28年6月1日に施行され、改正法附則第3条第1項の規定により、平成28年6月1日時点でとび・土工工事業者に係る許可を受けている者であって、解体工事に該当する営業を営んでいるもの（以下「経過措置とび・土工工事業者」という。）については、平成31年5月31日までの間に限り、解体工事に係る許可を受けなくても引き続き当該営業を営むことができることとされました。今般、経過措置終了時点で経過措置とび・土工工事業者が解体工事を行っている場合の経過措置終了後の取扱いについて、下記のとおり明確化したので通知します。貴職におかれては、貴管下建設業者に対し、本通知の内容について周知徹底が図られますよう指導をお願いします。

なお、貴管下市長村等に対しても、本件の周知をお願いします。

記

解体工事を行う経過措置とび・土工工事業者が、平成31年5月31日までに解体工事に係る許可を受けずに同年6月1日以降も引き続き解体工事を行う場合、同日以降、当該経過措置とび・土工工事業者は建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けていない者となることを踏まえ、当該業者は経過措置終了時までに速やかに解体工事に係る許可を受けること。なお、経過措置期間内に解体工事に係る許可申請をした経過措置とび・土工工事業者については、経過措置期間の経過後、申請に対する許可又は不許可の処分があるまでの間は、解体工事に係る許可を受けなくても引き続き当該営業を営むことができる。



岐阜県建設産業団体連合会会長 様
岐阜県行政書士会会長 様

県土整備部技術検査課長

解体工事の追加に伴う経過措置終了時において解体工事を行う
とび・土工事業者の取扱いについて（通知）

平素は建設行政について格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成28年6月1日時点をとび・土工工事業に係る建設業法第3条の許可を受けて解体工事業に該当する営業を営んでいるもの（以下「経過措置とび・土工事業者」という。）は、引き続き3年間（平成31年5月末まで）解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能とされてきた経過措置は、平成31年5月31日（以下、「経過措置満了日」という。）で終了します。

このたび、この経過措置とび・土工事業者の取扱いについて、別添写しのとおり国土交通省土地・建設産業局建設業課長から通知がありましたのでお知らせします。

また、下記のとおり補足しますので、併せて会員にご周知いただきますようお願い申し上げます。

記

1 請負代金500万円以上の解体工事の施工について（別紙参照）

経過措置とび・土工事業者が、経過措置期間内に解体工事業に係る許可申請をした場合には、経過措置満了日後であっても、許可又は不許可の処分があるまでの間は、解体工事業に係る許可を受けなくても引き続き当該営業を営むことができます。

経過措置満了日までに契約済の工事であっても、建設業法第29条の3による「失効・営業停止等の前にすでに請け負っている工事の施工は可能」との考え方は適用されないため、少なくとも解体工事業の許可申請を行っておくことが必要となります。

なお、平成31年6月1日以降、建設業許可の拒否処分等により解体工事業の許可を得られない場合には、当該工事の施工はできません。

2 請負代金500万円未満の解体工事の施工について（別紙参照）

経過措置満了日までに解体工事業に係る建設業法第5条の許可申請を行った経過措置とび・土工事業者は、経過措置満了後、許可に係る処分がされるまでの間は、建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という）第21条の解体工事業の登録は不要です。

なお、平成31年6月1日以降に許可の拒否処分等により許可を得られない場合は、建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録等が必要となります。

所 属	技術検査課 建設業係		
係 長	大 塚	担 当	河 合
電話番号	058-272-8504（直通）内線3647		

解体工事施工に必要な許可等について

H31.6.1以降、解体工事施工に必要な許可等が変わりますのでご注意ください。

請負代金500万円以上の工事

(経過措置満了日)

現在

次のいずれかの許可が必要

- ・ 解体工事業許可※1
- ・ とび・土工・コンクリート工事業許可

H31.6.1以降

・ 解体工事業許可

* 経過措置満了日までに、解体工事業に係る建設業法第5条の許可申請を行った経過措置とび・土工工事業者は、許可に係る処分がなされるまでの間は施工可能

請負代金500万円未満の工事

次のいずれかの許可等が必要

- ・ 解体工事業の登録※2
- ・ とび・土工・コンクリート工事業許可
- ・ 解体工事業許可
- ・ 土木一式工事業許可
- ・ 建築一式工事業許可

次のいずれかの許可等が必要

- ・ 解体工事業の登録
- ・ 解体工事業許可
- ・ 土木一式工事業許可
- ・ 建築一式工事業許可

* 経過措置満了日までに、解体工事業に係る建設業法第5条の許可申請を行った経過措置とび・土工工事業者は、許可に係る処分がなされるまでの間は施工可能

* 経過措置満了日までに、解体工事業に係る建設リサイクル法第21条の登録申請を行った経過措置とび・土工業者は、登録に係る処分がなされるまでの間は施工可能

※1 許可：建設業法第3条による許可をいいます。

※2 登録：建設リサイクル法第21条による登録をいいます。